

八王子市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、支援を行う八王子市子育て世代包括支援センター事業(以下「本事業」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(実施方法と主管課)

第2条 本事業は、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて行うものとし、主管課は大横保健福祉センター、東浅川保健福祉センター及び南大沢保健福祉センター並びに子ども家庭支援センターとする。

2 本事業の庶務は大横保健福祉センターが担当する。

(実施場所)

第3条 本事業の実施場所は、次の表のとおりとする。

名称	位置
八王子市大横保健福祉センター	八王子市大横町11番35号
八王子市東浅川保健福祉センター	八王子市東浅川町551番地1
八王子市南大沢保健福祉センター	八王子市南大沢二丁目27番地
八王子市子ども家庭支援センター	八王子市東町5番6号
八王子市地域子ども家庭支援センター館	八王子市館町156番地
八王子市地域子ども家庭支援センター石川	八王子市石川町481番地
八王子市地域子ども家庭支援センターみなみ野	八王子市みなみ野六丁目1番1号
八王子市地域子ども家庭支援センター南大沢	八王子市南大沢二丁目17番地5
八王子市地域子ども家庭支援センター元八王子	八王子市大楽寺町419番地1

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、妊産婦並びに乳幼児から18歳未満の子ども及びその保護者(以下「妊産婦等」という。)とする。

(業務内容)

第5条 本事業は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 妊娠、出産、産後、子育ての期間を通じて妊産婦等の支援に必要な情報を継続的に把握すること。
- (2) 妊娠、出産、子育てに関する相談、情報提供、必要なサービスに繋ぐ支援業務に関すること。
- (3) 支援が必要な妊産婦等への支援プランの作成及び保健指導に関すること。
- (4) 地域の保健医療又は福祉の関係機関等との包括的な支援の提供とネットワーク

クづくりに関すること。

(5) その他、事業の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(情報共有及び連携)

第6条 保健福祉センターと子ども家庭支援センターは、本事業実施に必要な妊産婦等の情報を本人等の同意を原則として、関係機関等と迅速かつ積極的に共有し、連携を図る。

(個人情報保護及び守秘義務)

第7条 本事業に従事する者は、前条の情報共有を含む業務上知り得た妊産婦等の個人情報及び秘密の保護に努め、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。